

報 道 資 料

令和3年2月2日

総合政策部人事課
0742-34-4821 (ダイヤルイン)
教育部教職員課
0742-34-5299 (ダイヤルイン)
消防局総務課
0742-35-1199 (ダイヤルイン)

職 員 の 懲 戒 処 分 等 に つ い て

このことについて、下記のとおり令和3年2月1日に処分の発令をした。

記

1 市長部局
(1)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
① 奈良阪処分地管理事務所 主務 技能職員	53	減給 10 分の 1 4 月	非常勤嘱託職員に対して、セクシュアル・ハラスメント及び パワー・ハラスメントを行った (平成 27・28 年度 まち美化推進課主務)
② スポーツ振興課 (再任用職員) 事務職員	61	嚴重注意 (口頭)	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う (平成 27・28 年度 まち美化推進課長)
③ まち美化推進課長補佐 技能職員	60	嚴重注意 (文書)	同上 (平成 28 年度 まち美化推進課長補佐)
④ 環境清美工場長補佐 技術職員	50	嚴重注意 (文書)	同上 (平成 27・28 年度 まち美化推進課係長)
⑤ 環境部次長 事務職員	55	嚴重注意 (口頭)	同上 (平成 28 年度 環境事業室長)
⑥ 総務課 (再任用職員) 事務職員	63	嚴重注意 (口頭)	同上 (平成 28 年度 環境部次長)
⑦ 総務課 (再任用職員) 事務職員	64	嚴重注意 (口頭)	同上 (平成 27・28 年度 環境部長)
⑧ スポーツ振興課 (再任用職員) 事務職員	62	嚴重注意 (口頭)	同上 (平成 27・28 年度 環境部次長)
⑨ 建設部次長 技術職員	60	嚴重注意 (口頭)	同上 (平成 27・28 年度 環境部参事)

・適用法令：①について、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

(2)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
① 生活環境課長 事務職員	55	戒告	(1)に係る訴訟において控訴するにあたり、地方自治法第 179 条第 1 項により市長が処分した事件については、同 条第 3 項により議会に報告し承認を求めなければならな かったところ、これを失念した (令和元年度 まち美化推進課長)
② 環境部長 事務職員	59	訓告	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う
③ 環境部次長 事務職員	55	訓告	同上

・適用法令：①について、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

(3)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
① 地籍調査室主任 事務職員	48	減給 10 分の 1 6 月	平成 29 年 1 月から令和 2 年 6 月までの期間において、勤務時間中に公用パソコンを用いて株情報や動画等、業務に関係の無いウェブサイトを長期にわたり閲覧し、同情報を基に自身のスマートフォンで株取引を行った
② 地籍調査室長 技術職員	55	嚴重注意（口頭）	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う
③ 地籍調査室主査（再任用職員） 事務職員	62	嚴重注意（口頭）	同上
④ 道路維持課長 技術職員	54	嚴重注意（口頭）	同上 （令和元年度 土木管理課長）
⑤ 土木管理課長補佐 事務職員	50	嚴重注意（口頭）	同上 （令和元年度 土木管理課長補佐）

・適用法令：①について、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号

(4)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
① 国保年金課長補佐 事務職員	54	減給 10 分の 1 1 月	令和元年度中にのべ 11 日欠勤した （令和元年度 母子保健課長補佐）
② 国保年金課主務 事務職員	53	戒告	令和元年度中にのべ 8 日欠勤した

・適用法令：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

2 教育委員会

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
教育支援・相談課主務 事務職員	46	戒告	令和元年度中にのべ 8 日欠勤した （令和元年度 西部出張所住民課主務）

・適用法令：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

3 消防局

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
南消防署小隊長 消防職員	49	減給 10 分の 1 1 月	自宅敷地内から自宅前の道路を通行していた車に向けてエアガンを発砲し、車体に傷をつけた

・適用法令：地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号